

特別児童扶養手当ってなあに？

Q 特別児童扶養手当ってなあに？

A 特別児童扶養手当は、精神やからだに障害のある子どもを育てている家庭に支給されるものです。

Q だれが受けられるの？

A 精神やからだに障害のある20歳にならない子どもの父か母、または父母のかわりに子どもを育てている人が受けられます。また、外国人も受けることができます。

Q どんな障害があてはまるの？

A こどもの障害の程度によって1級と2級があります。

1級は身体障害者手帳1～2級程度、療育手帳「A」程度の精神やからだに重い障害のある子どもがあてはまります。

2級は身体障害者手帳3～4級（4級は一部）程度やこれと同じくらいの精神やからだにやや重い障害のある子どもがあてはまります。（裏を見てください。）

ただし、子どもが施設に入所しているときや、子どもが障害による年金を受給できるときは、手当は受けられません。

Q 収入に制限はあるの？

A 手当を受ける人や配偶者や同居の親族などの前年の所得が一定の額をこえるときは、手当の支給が停止されます。所得制限額は扶養親族の数などによって異なります。

Q 手当の額と受けとる方法は？

A 障害のある子ども1人につき、月額1級は50,550円、2級は33,670円（平成23年度）です。手当は、請求のあった月の翌月分から支給されます。

支払日は4月、8月、11月の各11日で、前月分までの4か月分をまとめて、金融機関の口座に振り込みます。

Q 手続きの方法は？

A 請求書を市役所または町村役場の福祉担当課に提出してください。請求には、戸籍謄本、住民票、診断書などが必要です。

●くわしいことは次のところにお問いあわせください●

市 役 所
町村役場の福祉窓口 または お近くの広域振興局保健福祉環境部



岩 手 県

特別児童扶養手当の対象となる障害

[特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3]

1 級（重度障害）	2 級（中度障害）
<ul style="list-style-type: none">① 両眼の視力の和が0.04以下のもの。② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの。③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの。④ 両上肢のすべての指を欠くもの。⑤ 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの。⑥ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの。⑦ 両下肢を足関節以上で欠くもの。⑧ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの。⑨ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。⑩ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの。⑪ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの。	<ul style="list-style-type: none">① 両眼の視力の和が0.08以下のもの。② 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの。③ 平衡機能に著しい障害を有するもの。④ そしゃくの機能を欠くもの。⑤ 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの。⑥ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの。⑦ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの。⑧ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの。⑨ 一上肢のすべての指を欠くもの。⑩ 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの。⑪ 両下肢のすべての指を欠くもの。⑫ 一下肢の機能に著しい障害を有するもの。⑬ 一下肢を足関節以上で欠くもの。⑭ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの。⑮ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活に著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。⑯ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの。⑰ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの。